

# 大阪樟蔭女子大学における動物実験等に関する規程

## 第1章 総則

### (趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、大阪樟蔭女子大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続等必要な事項を定める。

2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の関係法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である次の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

- (1) Replacement（代替法の利用：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。）
- (2) Reduction（使用数の削減：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。）
- (3) Refinement（苦痛の軽減：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。）

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 動物実験等 実験動物を教育、研究又はその他の科学上の利用に供することをいう。
2. 施設等 実験動物の恒常的な飼養もしくは保管又は動物実験等を行う施設・設備（以下「飼育保管施設」という。）、動物実験（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室（以下「実験室」という。）、および動物を扱う学生実習を行う実習室（以下「実習室」という。）をいう。
3. 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
4. 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
5. 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
6. 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
7. 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（動物実験を実施する各学科の長）をいう。
8. 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
9. 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
10. 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
11. 飼養保管基準等 法、飼養保管基準及び基本指針をいう。

## 第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は文部科学省以外の行政機関の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

## 第3章 動物実験委員会

### (動物実験委員会の設置)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、動物実験施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、大阪樟蔭女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画に係る飼養保管基準等及びこの規則への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 学長は、委員会に相当する組織を持たない他の研究機関等から動物実験計画の審査等の依頼を受けたときは、委員会に諮問する。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名
- (3) 学識経験を有する者 1名
- (4) その他、学長が必要と認めたもの 若干名

(委員長等)

第7条 委員会に、委員長等を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した者が議長となり、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は前任者の残存期間とする。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者として提出した動物実験計画に係る審査に加わることができない。

4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(担当事務)

第10条 委員会の事務は、くすのき地域協創センターが取り扱う。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上動物実験計画に関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法令上別の定めがある場合は、この限りでない。

## 第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて、年度ごとに動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 実験動物の苦痛の軽減を考慮して、動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）を考慮すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験計画を変更しようとする場合は、前3項の例による。

(実験操作)

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に即するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
- イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
  - ハ 適切な術後管理
  - ニ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の大きい手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画が完了したとき又は動物実験計画を中止したときは、所定の動物実験中止・完了報告書により、学長に報告しなければならない。

## 第5章 施設等

### （飼育保管施設の設置）

第14条 本学における飼育保管施設として、以下のものを設置し、学長が管理者となり、実験動物管理者を任命し、その管理を行う。

#### （1）大阪樟蔭女子大学実験動物飼育室（芳情館3階）

2 前項に規定された実験動物飼育室以外の場所において、飼育保管施設を新たに設置する場合には、所属学科長が責任者となり、所定の様式の飼育保管施設設置承認申請書（様式1）により動物実験委員会の審査を経て、学長の承認を得るものとする。

3 実験動物飼育室の管理者は、学長の承認を得た実験動物飼育室でなければ、当該動物実験施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

### （飼育保管施設の要件）

第15条 飼育保管施設は、次の要件を満たさなければならない。

- （1）適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- （2）実験動物種に応じた飼育設備、衛生設備および逸走防止のための設備または構造を有すること。
- （3）臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- （4）実験動物管理者がおかれていること。

### （実験室の設置）

第16条 飼育保管施設ならびに学生実習室以外において、実験動物に実験操作等を行う実験室（48時間以内の一時的保管を含む。）を新たに設置する場合には、所属学科長が責任者となり、動物実験室設置承認申請書（様式2）により動物実験委員会の審査を経て、学長の承認を得るものとする。

### （実験室の要件）

第17条 実験室を新たに設置する場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1. 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 2. 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。
- 3. 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

### （施設等の維持管理及び改善）

第18条 実験動物管理者は、実験動物の適正な管理ならびに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 実験動物管理者は、微生物等による環境の汚染および悪臭、害虫等の発生の防止を図り、施設および施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする。

### （施設等の廃止）

第19条 管理者は、施設等を廃止する場合は、所定の施設等廃止届を学長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の動物実験施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第6章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第20条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 実験動物責任者は、実験動物を導入するときは、飼養保管基準等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 実験動物責任者は、実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物責任者は、実験動物を導入するときは、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮して収容しなければならない。

(記録の保存)

第26条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、これを5年間保存しなければならない。

(譲渡等の際の報告および情報提供)

第27条 管理者等は、実験動物を他機関等に譲渡するときは、動物実験委員会にその旨を報告し、譲渡を受ける者に対して、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第28条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

## 第7章 安全管理

(危害防止)

第29条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者について、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を予防する措置を講じるとともに、これらの事故が発生した時に必要となる措置を講じるための体制を整備しなければならない。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第30条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態が発生したときは、実験動物の逸走による危害防止に努めるとともに、実験動物の保護に努めなければならない。

## 第8章 教育訓練

第31条 動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練は、委員会が行う。

2 動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、飼養保管基準等、本学の定める規則等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

ただし、関係省庁や学術団体等が開催する関係会議への出席、シンポジウムやセミナー等の受講をもって教育訓練に代えることができる。

3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、これを5年間保存しなければならない。

## 第9章 自己点検・評価・検証

第32条 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

## 第10章 情報公開

第33条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼育保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年1回印刷物あるいはホームページ等、適切と判断された方法で公表する。

## 第11章 補則

- 第34条 本規程に定めるもののほか、動物実験等又は実験動物に関し必要な事項は、動物実験委員会の議を経て学長が別に定める。
- 2 この規程の改廃は、学長が大学協議会の意向を聴いて行うものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成23年10月31日から施行する。
- 2 施行時の委員の任期については、第8条の規程に関わらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成30年4月1日から施行する。